

令和6年度 活動方針と努力事項

1. 活動方針

- (1) 船橋市PTA連合会会則に基づいて、児童生徒の幸せを求め、PTA活動の充実と進展をはかる。
- (2) PTA活動組織及び運営の充実をはかるとともに、活動事例などを通じ、継続的な児童生徒への支援活動につとめる。
- (3) 単位PTA相互の連携をすすめ、教育上の諸問題を検討し、変化する社会に対応した教育諸条件の整備と充実につとめる。
- (4) 生涯学習時代に対応した研修活動を充実する。
- (5) 家庭教育の充実をはかるとともに、こころ豊かにたくましく生きる子どもを育てる。
- (6) 家庭・学校・PTA・地域社会との密接な連携・融合のもとに、地域に根ざした実践活動を推進する。
- (7) インクルーシブ教育システム及び障害者差別解消法への理解をすすめる。

【令和6年度重点目標】

単位PTAの声に耳を傾け、時代に合うPTA活動・運営に取り組むと共に、未来ある子どもたちのためのPTA活動を推進する。

2. 努力事項

- (1) 教育環境の充実
 - ① 学校施設等改善の働きかけ
- (2) 安全・防犯対策の充実
 - ① 「ひまわり110番」の活動
 - ② 行政・地域社会と連携・融合した活動
- (3) 組織、運営の充実
 - ① 単位PTA相互の情報交換と親睦・連携の強化
 - ② 関係諸機関・諸団体との連携・融合
 - ③ 教育関係資料・情報の収集と調査、広報活動の充実
 - ④ スポーツ・文化活動の推進
 - ⑤ 保護者・教職員のPTA活動への更なる参加促進と地域に根差したPTA活動の推進
 - ⑥ 未加入単位PTAへのPTA連合会活動の理解と加入の促進
- (4) 研修の充実
 - ① 会員相互の研修と生涯学習への参加
 - ② 家庭教育の推進
 - ③ いじめ、不登校等の理解と対策
 - ④ 特別支援教育の研修と情報交換
- (5) 社会教育の充実・進展
 - ① 社会教育機関・関係団体との連携・融合
- (6) 青少年の健全育成の推進
- (7) インクルーシブ教育システム及び障害者差別解消法への理解と普及啓発の協力
 - ① 特別支援教育振興大会への参加
 - ② 障がいのある児童生徒を含め、全ての人にとって住みよい安全な社会づくりへの協力